

日時・場所	平成28年5月9日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 市長指示事項

- ・ 連休が終わったので、気分を一新して仕事に取り組んでほしい。
- ・ いつも指示していることと関連するが、仕事の進め方について、目標を達成して、そこで一段落してしまっているように見受けられる。登山に例えると、頂上に登ったつもりだが次の峰が見えている、あるいは、陽だまりを見つけて日向ぼっこをしていたら太陽が動いて知らぬ間に影になっているのに、自分だけが気付かずに日にあたり続けているような状況である。状況の変化、制度の変化あるいは市民ニーズの変化に常に敏感に反応し、当初の目標が達成できたからといって留まるのではなく、今自分が置かれている状況と先を見越したうえで、仕事を進めること。
- ・ 5月1日に市議会の会派が、現・野洲病院での市立病院整備の提案について掲載された広告を新聞折り込みで市民に配布された。市民病院の整備推進のための予算と条例が、市議会において対案も出され議論されたうえで可決されたにもかかわらず、当該提案が出されていることについて、市民から「おかしい」という意見を思った以上に聞いている。当該提案はこれまで我々には一切示されておらず、議員同士でしか議論がされていないのに、市民からすれば、市に提案したが受け入れられないために市民に提案したと捉えられるおそれがある。このようなことから、公開の場で提案内容を聞かせていただきたく、会派に対し懇談を提案している。このことをこの場でも情報共有しておく。

## 2. 報告事項

### ① 野洲市観光振興指針の策定委員会について

〔所管： 環境経済部〕

野洲市の観光振興を図ることを目的とした「野洲市観光振興指針」を策定するため、野洲市観光振興指針策定委員会を設置する。当委員会は、指針の審議、策定に関すること及びその他指針の策定に係る必要な事項について所掌し、これを市長に報告する。5月27日に第1回策定委員会の開催を予定している。

→指針の目的は何か。どのような委員を想定しているか。

→目的は、野洲市をPRすることであり、基本的には市民に対してだが、市外へも広げていく。

学識経験者は大学教授、関係団体は観光、商業、環境、農業等の団体を予定している。

→委員会は公開か。委員会開催のお知らせは広報で行ったか。

→公開である。広報でのお知らせはできていない。

→市からの各種情報は、基本的に市の広報で最大限お知らせするのがルールである。密室で進めてはいけない。要綱が定まったならば、そこで留まらず、次は委員会をいつどこで開催するのか、どういう手段で関心を持っている人にお知らせするのか等を即座に検討しなければならない。5月の委員会の開催を遅らせてでも市民にしっかりお知らせしなければならないのではないか。

→早期に着手するのは必要だが、いい意味で強烈な問題意識とそれなりのエネルギーがないと、策定しても単なる文章だけの指針で終わってしまう。

→進め方、策定委員会の設置要綱、委員名簿、スケジュール、開催場所等について部内で再度検討し、再度調整会議に諮ること。

### ② 野洲市認知症相談ガイド（認知症ケアパス）について

〔所管： 健康福祉部〕

認知症と疑われる症状が発生した場合及びその進行状況に応じ、認知症の人及びその家族がどのような医療・介護サービスを受ければよいかを一目でわかるように示している。安心して暮らせることを目的として市民向けに作成した。平成28年6月に自治会を通じて全戸配布するとともに市内施設等に設置する予定である。

→野洲病院、あるいは今後整備予定の市民病院との連携は。

→認知症かもしれないと気付いた場合に、まず相談していただける窓口についてお知らせするもので、詳細な二次的対応までを示すものではない。

→ホームページで公開すること。

③ (仮称) 野洲市民病院整備基本設計業務委託について

[所管: 政策調整部]

今年度、(仮称) 野洲市民病院整備基本設計業務の委託を実施する。履行期間は契約日(平成28年7月下旬予定)から平成29年6月30日まで。本業務の実施には、病院建設についての豊富な知識・経験、高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。また、昨今の職人不足、資材の高騰、消費税増税及び建設需要増加等による建設費の高騰に対し、質の高い建物を病院経営の観点も含め、適正な建設費で整備するための資質を有した事業者の選定が重要である。本業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。同時期に同様に公募型プロポーザルで進めている余熱利用施設整備基本計画策定業務とも、共通部分の手続きに差異がないよう調整しながら進めている。

→参加資格の確認はしないのか。

→一次審査で行う。

→審査は資格があることを前提に行うものである。入口は厳格でなければならない、審査段階まで持ち越してはいけない。参加資格の確認は審査の前段に必要である。

→一次審査の評価項目の判断基準に一級建築士の技術者数があるが、技術者数の多寡で評価点が異なることに合理的な根拠があるのか。現時点では応募者の条件として一級建築士10名以上の事務所であることとしており、最低条件を示しておきながら、技術者数の多寡で評価点が異なる仕組みは不透明であるし、良い技術提案を持った応募者が採用されない可能性もある。それならば、条件の段階で技術者数を増やすなどすればよいのではないか。

→再度、地域戦略課において参加資格確認と一次審査の実施等について検討したうえで、余熱利用施設整備基本計画策定業務を所管するクリーンセンターと総務課も交え、早急に市長協議を行うこと。

→本業務のプロポーザルの公告が5月13日、余熱利用施設整備基本計画策定業務の公告が5月18日であるので、議会への情報提供は各公告日に行うこと。

④ 全員協議会への提出事項について

[所管: 総務部]

5月度全員協議会に報告事項14件、連絡事項4件を全員協議会に報告する。追加及び修正等があれば報告されたい。

→「(仮称) 野洲市民病院整備基本設計業務委託について」と「野洲市余熱利用施設整備基本計画策定業務について」は、全員協議会前に議会へ情報提供するので、あらためて全員協議会へは提出しないこととする。

3. 協議事項

なし

4. その他伝達事項

- ・5月1日に新聞折り込みのあった市立病院整備についての市議会会派の提案については、思った以上に市民からの反響が大きいため、速やかに対処しなければならない。会派に懇談を提案したことを、他会派の議員と市民に早急にお知らせする。

5. 次回部長会議

5月16日(月) 8時45分～ 庁議室